

Title	本邦財政の必然的動向と累進課税の経済的作用に就て
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.12 (1932. 12) ,p.2395(29)- 2435(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19321201-0029
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19321201-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

註三 此論争當時にはまだマルクス恐慌論の最も有力な資料「剩餘價説史」は發表されて居なかつた。カウツキイの恐慌論がやうやくましまつた形式で表されたのは、ツィガン・バラノウスキイの著「英國恐慌史論」中のマルクス恐慌論に對する第二の修正論に對する批評論文に於てであつた(Die Neue Zeit (1901-1902) 30 Bd. Nr. 2-5)。カウツキイは此論文中で消費過少説と生産過剩説との調和に依つてマルクス説を説明せんとして居るのである。カウツキイが消費過少恐慌論者を見做されるに至つた論據は此論文の所説にある。之等の點に就ては他日の機會に開陳したいと思ふ。

註四 有澤、森谷兩氏譯「資本の蓄積並に崩壞の理論」九二頁。

ペロレタリア科學研究會譯「資本蓄積と恐慌の理論」三一頁。

廣島、直井、西氏共譯「コフマン監輯」マルクス主義經濟學」第一卷 三九〇頁。

註五 小泉教授「近世社會思想史大要」二七三頁。

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

高 本 壽 一

現在の世界經濟恐慌が、從來の恐慌と異つて、すべての生産部門すべての資本主義國に及ぶ一般性を有し、また其深刻さに於て史上其例を見ないものであることはすべての人の認める所となつて居る。恐慌下にある國民經濟事情は必然其國の財政に影響を現はさざるを得ない。國際聯盟刊行の調査報告は、一九三一年八月までの事情について「繼續的不況は本年に於て財政事情に漸く其全幅の影響を現はし始めた。租税収入は到る處に於て減退し、豫算均衝の諸困難は著しい。一の結果として政府事業の經費節減を行ふが實質的投資額を減少せしめる傾向がある。之等財政上の困難は財政的基礎の薄弱なる若干の國々に於てのみならず、或債權國に於てすら現はれて居る。世界の金融安定の信頼を減退せしむるに貢獻して居る要因の一として、此事は多大の重要性を持つものである」と記して

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

居る。(The Course and Phases of the World Economic Depression, p. 312.)

恐慌が長く深刻なるために一九三一年にすべての國の財政に於て大なる收入の不足(赤字)を生じたことをヴァルガは次の如く説明する。「赤字の原因は、先づ第一に資本主義的企業の利潤の減少である。其ために所得税と財産税による收入が減少して居る。第二に消費の減退である。このために消費税による收入が減少して居る。第三に外國貿易の萎縮である。この結果、關稅を引上げても關稅總收入の減少が起つて居る。支出の側には「窮乏した」資本家に對する種々な形態の補助金や、農業原料品價格の人為的吊上げのための支出があり、若干の國々では失業手當の費用が増大して居る。(ヴァルガ世界經濟年報(14)五十五頁)

國際聯盟の資料に基き、Condiffe 教授の作成したる報告書 (World Economic Survey 1931-32. (1932) にも、現在の經濟恐慌と財政との關聯を記して曰く、「經濟事情不況の第一の影響は政府の經費増加、殊に社會事業費増加の必要に現はれて居る。しかし物價の下落、取引の減退は忽ちに租稅收入を減退せしめるが、一方に貨幣額を以て契約によつて確定して居る公債費其他の形態の經費は依然として従前の水準にある。所得課税は全體として、利潤が低減し所得が減ずるに従つて減少する。関稅物產稅收入は貿易が收縮し失業が増加するにつれて低減し、收入の全面的減退を生じて居る。收入の欠陥が現はるれば、増稅・經費節約或は公債借入かによつて補填せねばならぬ。經濟的不況期に充分なる新稅額を調達するには單に公共的精神を必要とするのみならず、租稅制度に或伸縮性を必要とするが、多くの場合、伸縮力は既に長く繼續したる重稅によつて殆ど破壊點にまで伸張されて居る。他方、經

費節約も實現困難である。尙ほ財政的餘力ある國々に於ける果斷強力なる政府は増稅と經費節約との兩者を實行し得るであらう。大戰直後のインフレーションの經驗は今尚ほ多くの國々の國民の記憶に新なる所であり、其故に財政豫算の均衡を維持するために最も斷乎たる努力がなされたし、また現になされて居る。しかし、多くの場合に、斯る均衡状態は重要な項目の經費に就て一時的輕減を與ふる支拂延期を頼みにして居るのである。」(前掲書二六八頁參照) 世界の主要國二十七ヶ國につき國家財政の收支均衡状態を示したる表を掲げて居るが、一九三〇—一年度に收入超過となつて居る國はデンマルク、スペイン、ポルトガル、スウイスのみにすぎないことは現經濟恐慌がすべての國の財政に其影響を現はして居ることを示すものである。(同書二六九頁參照)

現在の經濟恐慌の根本的原因は、生産過剰と一般消費者の購買力の著大なる不足にあると認められて居る。恐慌の深刻さはドイツの如き債務國に於ては殊に著しい。恐慌の根本原因に異なる所なしとしても、資本欠乏を現はして居る國に於ては急速に恐慌に落ち込む。大戰後のドイツ國民經濟の生産力増加は専ら外國借入資本を基礎とするものであつたのであるから、外資輸入の減退、殊に短期資金の急激なる引上げは恐慌を促進して、内外市場の購買力の不足と共に一層深刻化する。ドイツ國民經濟は恐慌に對して最も薄弱なる一例であるが、一九二九年—三一年の二ヶ年間に聯邦租稅收入は若し其間に増稅がなかつたとすれば、約三十五億マルク即ち租稅收入の四〇%の減退を生じたこととは恐慌による財政收入減少の最も著しい例であらう。(Report of the Special Advisory Committee December 1931. Basle 參照)

而して多くの國々に於て、恐慌より離脱する手段としてインフレーション政策を採り、物價を或一定度少くとも現恐慌發生前の水準まで引上げることに努力が拂はれて居る。少くとも本邦財政に於ては公債政策を採りインフレーションによつて物價を吊上げ、所謂財界の甦生を期待するが、其は公債政策に基く財政的インフレーションであり、また統制的インフレーションである筈である。財政的インフレーションにより、物價を假りに昭和二・三年又は其以前の水準に引上げることが目的とする。即ち或限度を目標とする統制的インフレーションであるならば、公債増發、物價の騰貴を或程度に於て抑制する制動手段を備へなければならぬ。統制なき過度のインフレーションの害は若干の國々に大戰後の悲惨な經驗がある。何等かの制動手段なくしては財政インフレーションは益、速度を加へる可能性、むしろ必然性がある。世人或は中央銀行の金利政策により、所謂マーケット・オペレーションにより、統制すべしとの論があるが、政府が年々十億圓又は其以上の公債を増發し、其多くを日銀に引受けさせて居る状態に於て、日銀は唯、其時々金融市場に若干の調節を加へ得るに止まつて、インフレーションの大勢を統制し得る筈がないのである。然らば財政インフレーションを統制的のものとする制動手段はまた何等かの財政政策でなければならぬ。しかし、インフレーションを惹き起す原因となる公債政策自体に制動力はない。制動手段たり得る財政手段は必ず租税政策であり、其によるのほかは財政インフレーションをして物價の騰貴を或程度に止める統制インフレーションの目的を達成せしむる方法はないと考へるのが本論文の主題である。

現在、邦貨の對外價值(爲替相場)と對内價值(一般物價)の下落は著しい隔りを示して居る。爲替相場下落の影響が國內物價に影響する程度は元より商品の種類によつて相違する。同じく農業生産物であつても、生絲と米との價格は爲替相場の變動を受けることが著しく相違する。しかし、生絲の如く米國市場の需要を決定的のものとする場合を特殊の例外として、概して農業生産物の價格は、國內的カルテル又はトラストの獨占的支配の下にあること多き工業生産物の價格騰貴より遙かに遅れる傾向がある。現恐慌の一の特徴が工業生産過剰と農業生産過剰とが同時に結合して起つて居ることであるが、若し工業生産物の價格のみ騰貴して假りに農産物價格のみ低落して居るとすれば、現に政府の目的とする農村救済の目的を達することにならないのであるから、何等かの手段を講じて農産物價格の吊上げをせねばならぬ。假令、商品の種類により騰貴率に相異はあつても、貨幣の對外價值の下落の程度に對して、其對内價值の下落即ち物價の騰貴は現在に於ける懸隔を次第に狭めて時の經過と共に前者に近付かんとする傾きあるものと考へる。しかし國內商品の價格騰貴率に相違があり、對米二十弗の爲替相場の下落と同程度には必ずしも騰貴せずとしても、昭和九年までには少くとも一般物價は七・八割の騰貴あるものと見ることはむしろ過少の豫測であると考へる。又少くとも其程度に物價が騰貴せずしては例へば昭和二・三年の水準に復歸することにならず、インフレーション政策は其目的を達することにならないであらう。

若し其程度に物價の吊上げが行はれ、財政インフレーションの目的が二應達せられたとすれば、其時に公債増發を停止することのみによつて統制的インフレーションの實を擧げることが出来るであらうか。即ち公債政策自体に

制動力を具有するか。昭和七・八・九年度の各年度に約十億圓以上の國債が発行されて、昭和十年度始には、國債百億圓に達すべきことは現在の趨勢に於て認められて居る。帝國財政一般會計の國債利子増加は年々約九億圓の新規公債に對して利子約四千五百四萬圓、昭和十年度には一億四千萬圓の經費増加となり、同時に對米二十弗として外國債利子は約八千萬圓の増加となる。物價の騰貴と共に物件費の増加を生じ少くとも減少の見込はない。官吏の俸給其他の人件費も亦恩給年金も物價七・八割の騰貴に對して減少の可能性はない。補助費に就ても營利事業補助ならば既に物價騰貴による利益を享けて居るから増額の要求はないとしても非營利事業については増額の要求も生ずるであらう。世人或は經費節約によつて財政收支の均衡を得ることを主張するが、物價騰貴の時期に於ては其可能性は少ないと考へる。一般會計歳出は、滿洲事件費・時局匡救費を除き、昭和四年度約十七億四千萬圓、五年度約十五億六千萬圓、六年度約十四億九千萬圓、昭和七年度約十五億三千万圓(外に滿洲事件費約二億五千万圓時局匡救費約一億六千万圓、合計約十九億四千四百萬圓)である。假りに、歳出約十五億圓を標準として考察する。其中には森林事業費・遞信事業費の約一億八千萬圓を含み、年々約一億圓近くの純益金を生じて居る。(昭和六年度現計 郵便電信電話收入二二九・百萬圓)之等の事業費は物價騰貴したる時は削減し得ず、また收入増加のためにも減少せしめ得ないであらう。其等の事業費以外の政治費、約十三億圓について見るに、國債の低利借換なきものとして、物價騰貴したる場合に削減し得べき可能性なきものの例として次の項目があらう。

昭和六年度現計及び五年度決算の平均による

(1) 國債費	約二億五千萬圓	
(2) 小學校教員俸給國庫分擔金	八千五百萬圓	合計 四億八千五百萬圓
(3) 恩給年金	約一億五千萬圓	

之等の項目のほかに補助費約九千四百萬圓がある。假りに補助費について若干の削減ありとしても、歳出約十三億圓のうち約五億五千萬圓見當の經費については、假令國債の低利借換があつても多額の節減は望まれません、大體經費節約は殘額約七億五千萬圓のうちで行はねばならない。假りに總經費について、不可能とは考へるが、大なる努力によつて一億圓の經費節約があつたと假定する。財政インフレーションにより物價は昭和三年の水準に復歸するものと假定するのであるから、昭和三年度歳出約十八億二千五百萬圓であつたのに對照して、一億圓の經費節約により歳出十七億圓と、爲替差損八千萬圓、内國債利子増加一億四千萬圓とを加へて、滿洲事件費・時局匡救事業費の必要なくとも昭和十年度には歳出は約十九億二千萬圓に達することは、現在の財政政策自體が目的とする物價騰貴と經費節約の餘地少なきことによつて大體の推定をなし得るであらう。加ふるに、爲替相場の一層の下落があれば、外債費其他の海外拂の激増を生じ、財政の收支均衡を一層困難ならしめる。

或論者は物價の騰貴による収入の自然増加が經費の増加を充當するに足るものと想像する。公債金其他の臨時收入を別とし、昭和元年以來最も經常収入の多額なる昭和三年度決算と六年度現計とを先づ對照する。

三年度決算

六年度現計

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

(1) 租税收入	九一五、九〇九 ^(千四)	七三五、五〇四 ^(千四)
(2) 印紙收入	八六、五七九	六五、四三三
(其約七割を租税とす)		
(3) 官業自有財産收入	四七四、一九四	四七二、七〇六
(4) 其他雑收入及特別會計ヨリ繰入	二八、三三〇	四一、二六七
經常部合計	一、五〇五、〇二二	合計 一、三一四、九一一
但シ臨時部收入に含まれる		臨時部收入に含まれる
(1) 公債金	一五七、〇八五	一一〇、二七二
(2) 前年度剩餘金繰入	二九七、〇三二	三九、一〇八

之に依て觀れば物價が約八割騰貴して昭和二・三年の水準に歸り、昭和十年度には經常收入の増加あることを想像し、元通りの状態として約十五億圓の經常收入がある筈であると考へられるが、必ずしも十年度に於ては其は望めないことである。蓋し、租税收入のうち、所得税及び地租其他の収益税は課税所得収益を前年度のものにより、又は地租の如く臺帳記載の課税標準によつて課税するからであり、また相續税收入は財産價格の騰貴あることによつて自然増収ある筈であるが、七ヶ年分納の制度のために價格騰貴による増収は毎年度七分の一の程度に現はれるにすぎない。消費税の自然増収を期待する者が多いが、本邦主要物産税に於ては織物消費税が従價税であるほかは

酒税其他が従量税であることを觀れば物價の騰貴は其程度に自然増収となることなく、また關稅收入も圓價の下落によつて輸入は減退する筈であるから、むしろ減収となるべきであり、保護關稅は更に減収を大ならしめるであらう。其故に、物價の騰貴と共に昭和十年度に増収を直ちに期待しても、決して昭和三年度の經常收入額に達するとはないであらう。

且つ前年度剩餘金は無いから十年度は、約十五億圓の經常收入を以て、前述の恐らく過少の見積であるが約十九億二千萬圓、經費の節約なければ必ず二十億圓を超える歳出に對して、昭和十年度以後に於ても一般會計に少くも約四億五千萬圓乃至は五億圓以上の公債を年々發行せねばならぬ必要に迫られる。即ち公債政策により物價を引上げ其目標とする或程度に達したる場合に公債の増發を打切ることが不可能となる。財政インフレーションを統制インフレーションたらしめる制動力は公債政策自身には具有して居らないものと認めざるを得ない。

公債の増發を停止し得ず、從てインフレーションを統制し得ざることが明かとなれば、貨幣價值は全く暴落への道程に陥ち込むであらう。斯る場合に到つて如何なる手段を探らねばならなくなるか。茲にはドイツのマルク安定當時の状態を示すよりは、一九二六年の佛國の財政事情の例を適當とするであらう。

世界大戰後の數年間フランスの財政は専ら公債政策の頼り必須なるべき租税政策を怠つた。一九二六年六月の恐慌に到つて最高點に達した財政破綻は其財政政策の當然の歸結であつたと云はれる。同年五月末に組織されたる財政専門委員會の報告書は當時の事情を明にする。フランス當時の事情の根本的特徴は貨幣の不安定にあり、國民の

經濟生活の擁護のためにも、フランは價值の安定を與へられねばならない、更にフラン下落が財政に與ふる效果を考慮せば、一層、事の重要さを認めるであらう。通貨の安定と財政整理とは密接不離の關係にある。其恐慌の根本的原因は財政豫算の不足・短期公債・インフレーションの弊害に在る。其救済の手段としては、國家經費の削減、廣汎にして即時有效に収入の増加を計り、新經費支辨のために直接・間接にフランス銀行の借入金に頼ることを止め、以てフランス銀行の獨立を確立し、徐々にフランス銀行よりの政府借入金を減少せしめ、其他短期流動公債の整理、長期外國債の借入等其他の對策を提案したが、同委員會は特に次の事實を強調する。

貨幣不安定の時期に於ては、其國は租税選擇の自由を缺く。同様の危機を経たる他國の例にも示さるゝ如く、消費の多量なる生活必需品・重要商品に對する租税のみが、其租税収入は物價の騰貴と共に増加し、當面の財政豫算の均衡を保たしめることが出来る。反之、直接税は前年又は又は前々年の査定收入によつて徴收され、貨幣價值下落の時期には如何に徵税の敏速に努めても、租税の金價値は次第に下落し、之は課税査定と實際の徵集の時との間の通貨の價值下落に比例する。若し嚴酷なる方法与税率の増加を以て臨み得るとしても、資本の輸出を誘發し間接に爲替相場の危機を促進する。平常の状態に復歸したる後は兎に角として、貨幣不安定の全く終了せざる間は、國庫が主として直接税に基礎を置く財政制度にのみ頼ることは危険である。假令、財政の均衡を得るに必要な新間接税が生活費に與ふる影響の如何なるものありと雖も、其等は新に急激なる通貨の變動の影響と比較すれば全く輕微なるものに過ぎないと認め、専ら間接税の増徴によつて財政の不足を補ふべき收入を得ることを提案して居る。(Ry)

Part of the Committee of Financial Experts. 1926)

右に記さるゝ如く、貨幣價值の安定を得るためには、消費税が如何に逆進的課税であつても、更に貨幣價值の暴落の影響に比すれば尙ほ忍ぶべきものとして、即ち一般大衆の犠牲に於て増税せざるを得なくなる必然性がある。戦争の場合に於ても、殊に現在の恐慌より逃避するがためのインフレーションに於ては此事態に到らしめることは一層甚しく不正であることを認めざるを得ないであらう。政府の公債政策によつて、最も早く利益を得るものは商品其他の財産所有者である。労働者及び貧農は、救済土木事業に雇傭されるに従て徐々に賃銀(日給五十錢乃至七十錢)を支給されるにすぎない。且つ失業者多き現狀に於て少數特種の熟練工のほか賃銀騰貴の見込はない。先きに政府は時局匡救豫算の發表に際して其に含まるゝ直接・間接の勞力費を特に誇大に表示して、相當慎重なる識者をも誤らして居る。また事業遷延による豫算の不消化は年度末に到つて材料の購入によつて豫算消化を示すであらう。現在軍需品産業を除いては、物價騰貴は既に滞貨となつて居る在庫品の騰貴であつて、未だ生産増加は多く刺戟されず生産資金の大需要も起るに到らない。政府はまた公債市價の下落を恐れて、資金過剰なるにも拘らず、新規公債を市場に賣出さず、日銀引受としてインフレーションを一層促進して居る。要之、現在までの狀態に於ては財産所有者は公債政策の利益を受けたが、未だ労働者には多く及んで居らない。且つ生絲以外の農産物に比して工業品價格騰貴の速かなること明瞭である。今後も財産所有者はインフレーションの過程に於て常に勤勞者よりも遙かに多大の利益を享ける。しかも、財政インフレーション抑制の制動手段となる租税政策を採ることを遷延せしめることによつ

て、富者は貧者を犠牲として、貨幣價値の安定を當面最大の必要であるとの理由を押し付け得る可能性が益々多くなる。しかし、現在の恐慌の根本原因が、過剰投資による生産過剰と一般大衆の購買力の不足に在るとすれば、一般大衆を犠牲とする即ち多數貧者の購買力を削減して、少數の富者の手に利益を収める所の財政政策を以てしては、恐慌を離脱しやうとする目的は達せられないのである。其は自から目的を破壊する手段であり、直ちに次の一層深刻なるべき恐慌への途を拓くに役立つにすぎないであらう。

三

茲に於て財政インフレーション抑制の手段となるものは租税政策のほかはないが、現在の公債政策によつて當然生ずる公債費を支辨するがための増税のみならず、現行租税制度の構成を根本的に改革するものでなければならぬと考へるのである。インフレーションの過程に於て多大の利益を収める財産所有者に對する高度の累進課税を以て本邦租税制度の構成の根本的性質に改革を加ふべきである。

現行租税制度を構成する租税負擔分配の状態を觀るに大體次の如くである。

昭和五年度決算 昭和六年度現計平均

租税収入(租税・専賣收入・印紙收入の七割)	約	一、〇三〇・百萬圓	一〇〇%
(1) 累進課税(第三種所得税・相續税)	約	一三〇・百萬圓	一三%
(2) 比例課税(第一種・第二種所得税、各種收益税)	約	二七〇・百萬圓	二六%
(3) 逆進的支出課税(消費税・關稅・専賣收入)	約	六三〇・百萬圓	六一%

若し現行税制の構成を變へずとすれば、大所得或は大財産の取得者と其小取得者に差別課税して大所得・財産收得者に重課することを免に角、目的として居る累進課税収入は、如何に自然増収を見込むでも、昭和十年度に於て四億圓を超える國債費の半にも達さない。内國債費は再び富者に還流するが、其經費は更に比例課税による部分をも吸収して、残る所の租税収入は逆進的支出課税のみとなる。即ち富者は公債政策によつて最先に利益を享け、また後には其公債元利金として再び自己の手に收め、少くとも昭和十年以後の、又は九年度以後の國家經費には何物も貢献しないことになる。

本邦税制が英・米・獨・佛諸國の税制と異なる所は、例へば所得税・相續税の累進税率の輕微なること、遺産税・財産税の無きこと或は一般取引税のなきこと等をも擧げることが出来るであらう。本邦税制改革の根本的方針は少くとも所得税・相續税の累進率を高めることを含む。本邦個人(第三種)所得税の累進率は超過累進率であるために一見高く見られるが全額累進として見れば、例へば英國の所得税・相續税(遺産税)に比して全く輕課されて居る。殊に富豪ほど第二種所得税の比例課税によつて利益を享けて居る。第二種所得税は國債に課税されず、公債利子に百分ノ四、社債銀行預金、貸付信託の利益に百分ノ五の税率を以て課税されるために、若し第二種所得のみの所得者を假定すれば所得金額一萬圓のものは、第三種所得税によつて綜合課税されるれば累計税額は税率にして五・四%となるから、第二種所得比例課税によつて富者ほど益々多くの利益を受けて居る。即ち専ら金融資本家は多大の利益が收められる。英國所得税・相續税の最高税率を示せば、本邦の累進課税率の如何に輕微なるかを知らし得るであらう。

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

四二 (二四〇八)

本邦現行相續税最高税率(超過累進)

家督相續にして相續人が直系卑屬の場合 五百萬圓を越ゆる金額に千分ノ百三十

(但し全額累進として計算すれば、五百萬圓に就て 一〇・三二%となる)

英國遺産税の最高税率(全額累進)(一九二八年度)

二百萬磅を越ゆる遺産財産に 四〇・%

本邦第三種所得税最高税率(超過累進)

所得金額四百萬圓を越ゆる金額に 百分ノ三十六

(但し、現に此最高税率の適用を受けるものはない。個人所得としては第二種所得税地租其他の収益課税を加算せねばならないが、其等は比例課税であるから大所得者が著しく輕課される傾向を促進するものである)

英國所得税超過所得税(超過累進)の最高税率一九二五—一九二九年度

三萬磅を越ゆる金額に 一磅につき十志——即ち五〇%

本邦税制は斯くの如く、大所得者大財産家に輕課するに反して、小所得者に對して消費税の負擔は重い。(例、内局調査資料、所得と消費税負擔の關係、參照) 然るに政府は増税をなすことを以て公債政策による物價の吊上げの聊かの障害ともなることを恐れて居る。世人も亦、高度の累進的所得税・相續税を設定することによつての社會的經濟的作用について盲目的不安を懷いて居り、富者はまた其を幸として税制改革に反對する。すべて財政政策の選擇決定は其が有する社會的・經濟的作用を以て其根據とせねばならない。若し今後の本邦財政事情に照して(例へば英國の所得税・相續税の程度の一層累進的なる所得税相續税等が其經濟社會に與ふる作用に於て有害ならざることが明瞭であれば、之

に反對すべき何等の根據もないであらう。殊に今後の公債費の増加は内國債増發に基因するのであるから、所得税相續税収入が富者に再び還流することになる英國の財政事情に於て累進課税の有する經濟的社會作用を觀察するとは、實在の租税制度による經驗の證明を得るの資料となり、高度の累進課税に對する世人の漠然たる不安を除き、税制改革に對する理由なき反對の根據を除くことになるかと考へる。

四

英國の現行所得税は、個人所得と法人所得とに課税する普通所得税と、附加税(一九二九年度より以前は超過所得税)、とより成る。普通所得税に於て所得の種類を五種に分類して課税することを一八〇三年以來の特徴とする。

- A 土地建物所有による所得
- B 土地占有による所得
- C 國債利子年金等の所得
- D 商工業所得、其他A・B・C・D・Eに含まれざる所得
- E 官公吏の勤勞所得

右の五種の所得に就き、A・Cの所得及びE類の所得の一部分に源泉課税を行ひ、B・Dの所得及びEの所得の一部については所得者に直接賦課の方法による。各種の所得につき個人も法人も一應基本税率を以て課税される。

斯く普通所得税は各種所得について各別に課税せらるゝが、個人の課税所得額の決定には、勤勞所得の控除査定

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

四三 (二四〇九)

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

四四 (二四一〇)

による輕課、免稅點の設定、獨身者と夫婦同居者の免稅點の相異、扶養家族・生命保險料に關する宥恕規定、小所得者に對する基本稅率の半減による輕課等の諸規定を具備する。從て其等の規定條項に照して、各別の所得につき基本稅率を以て納稅したる所得稅額が、自己の課稅所得に適用さるべき稅額を超過したるときは、右の宥恕輕課規定の條件による利益を享くるためには申告によつて過剩納稅額の拂戻を受けることが出来る。其結果は殆ど全部の個人納稅者より申告が得られると云々。(Stauding: Income Tax p. 22)而して二千磅を越ゆる個人所得には累進的なる附加所得稅が併せて課稅せられるのであるから、英國の所得稅は往々にして信ぜらるゝ如くに收益稅的所得稅では決してない。英國の所得稅は多分に人的所得稅の性質を備へて居るのである。

普通所得稅の基本稅率は世界大戰末の一九一八年度を最高として(一磅に付き六志即ち三〇%)戰後次第に低減せられ、一九二五年度よりは四志即ち二〇%となり、一九三〇年度より再び増率された。

一九二五年度以後	一磅に付き四志	一〇%
一九三〇—一一年度	一磅に付き四志六片	一一・五%
一九三二—二二年度	一磅に付き五志	二五・%

此基本稅率の適用については、免稅點と勤勞所得輕課、扶養家族宥恕其他によつて次の如き種々の場合を示す。例へば免稅點について一九二五—九年度に行はれたる例を以て示せば次表の如くなる。(Colwin Report. p. 125.)

獨身者		夫婦同居者 (子女なきもの)		夫婦同居者にして子 女三名を有するもの	
全部財産所得 得なき	全部勤勞所得 得なき	全部財産所得 得なき	全部勤勞所得 得なき	全部財産所得 得なき	全部勤勞所得 得なき
一三五磅	一六二磅	二二五磅	二七〇磅	三一五磅	三七八磅
三六〇磅	四三二磅	四五〇磅	五四〇磅	五四〇磅	六四八磅

而して基本稅率は左に示される所得額以上に達したる時に適用され、控除輕課なき財産所得者について云へば免稅點以上に二二五磅の所得に到るまでは基本稅率の半額の二志の稅率が適用される。

右の如き例に示さるゝ如く、五百磅内外の所得に到るまでは、所得稅が輕課されて居り、且つ二千磅を越ゆる所得になれば超過所得稅が併せて課せられるのであるから、普通・附加所得稅より成る所得稅制度に於て小所得者と大所得者との間の差別課稅が行はれて居ることになる。

超過所得稅(附加所得稅)は個人所得についてのみ課稅され法人には課稅されない。個人所得二千磅を越え二千五百磅に到る所得金額に對する稅率を最低とする超過累進稅率であるが其最低・最高率のみを例示する。

一九二五—九年	最低	二,〇〇〇—二,五〇〇磅	一磅に付き	九片	三・七五%
	最高	三〇,〇〇〇磅を越ゆる金額	一磅に付き	六志	三〇・〇%
		一九三〇—一年			

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

四五 (二四一一)

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

四六 (二四一三)

最低	三、〇〇〇—二、五〇〇磅	一磅に付き	一志	五・〇%
最高	五〇、〇〇〇磅を越ゆる金額	一磅に付き	七志六片	三七・五%

是に依て觀れば、一九二五—一九二九年に個人所得三萬磅を越ゆる部分については一磅に付き超過所得税を六志、普通所得税を四志、合計十志即ち五〇%の税率となり、一九三〇—一九三一年には五萬磅を越ゆる金額に十二志、六〇%、一九三一—一九三二年には附加所得税が一割増率され、合計六六・二五%の税率となつた。

斯くの如く、英國の所得税制度に於ては、高度の累進課税が行はれるが、同じく累進的なる遺産税(其他の相続税)と合すれば、租税収入總額の約五四・五%に達し、各國租税制度のうち最も累進課税の部分が多きを占めて居るのである。

例、英國(一九二八—一九二九年度)國稅收入總額 六七四、四六〇千磅 一〇〇・〇%

超過所得税	五六、二二〇千磅	合計	三六七、六一〇千磅	五四・五%
普通所得税	二二七、二七〇			
相続税	七四、一三〇			

(英・米・獨・佛の租税制度の構成については拙著、世界戦後の國家財政、第八章を参照せられたい)

從て、累進課税を有する租税制度の經濟的・社會的影響を考察するには、英國の租税制度を殊に現恐慌前の一九二五—二八年の事情について研究することが適當であり、其故に本邦税制改革の研究のために、コルウィン委員會報告書に於ける調査研究及び結論が特に有益なる參考資料となると考へるのである。

五

一九二五—二七年に於ける英國所得税の經濟社會に與へたる影響を考察するに就ては、所得税轉嫁の問題は既に決定して居るものとする。所得税が納税者以外の他人に轉嫁するや否やの問題はセリグマン教授の研究其他によつて、所得税は他に轉嫁することなく、所得税納税者の負擔となることは一般に承認されて居る所である。(例 Seligman: Studies in Public Finance. Chap. III. W. H. Coates Memorandum in Appendices in Report of the Committee on National Debt and Taxation 参照)

所得税の負擔が他に轉嫁せず直接歸着となつれば、所得税の第一次的影響は所得税納税者階級に對する其作用に見られる筈である。所得税收入の使用せらるる方法と別個に考察するならば、所得税の主要なる影響は次の諸項目に大別する。

- (I) 所得税は納税者の經濟的能力に影響する。
 - (i) 直接に、消費或は貯蓄のために其者が利用し得る額を減少せしめる。
 - (ii) 間接に、右の作用により其者の努力、創意其他の範圍を制限することになる。
- (II) 所得税は納税者の經濟的動作に影響する。
 - (i) 納税者が自己の純所得、収益を消費と貯蓄とに割當てるについて影響するであらう。
 - (ii) 其者が自己の貯蓄を使用する方向について影響を與へるであらう。
 - (iii) 其者の努力、創意其他の行使について影響を與へるであらう。

本邦財政の必然的動向と累進課税の經濟的作用に就て

四七 (二四一三)

此第一種の影響を有形的影響、第二種のを心理的影響と稱し得るであらう。其各は貯蓄(及び其と關聯して購買力)と、直接には所得の作出に向けられ又或程度に所得使用の特殊用途を決定する所の企業心とに關聯して居る。また貯蓄の目的を納税義務に應ずるために貯蓄する場合と投資するために貯蓄することとを區別して置く必要がある。(Report. p. 118-9)

コルウィン委員報告書の所得税の影響に關する敘述は、

- (I) 所得税と個人
 - (II) 所得税と株式會社
 - (III) 所得税と個人事業・合名會社
- の順序を追ふて記されて居る。

六

(I) 所得税と個人の問題に於ては (1) 所得税が使用人及び自由職業者の作業及び事業心に對する影響 (2) 所得税の重壓と生活標準 (3) 貯蓄に對する所得税の影響に分けて論じて居る。

(1) 賃銀労働者使用人一般と自由職業者に對する所得税の影響

此問題を論ずるに先づ、所得五百磅までの場合を採る。前述の例を以て示したる各場合の免税點と五百磅の所得額との間に於ては、所得一磅を増す毎の效用は高く、しかも基本税率の適用せらるゝまでは半減せられたる税率即ち

一磅につき二志である。一九二五—八年には基本税率適用の點は獨身者勤勞所得に於ては四三二磅、夫婦同居者(子女なき場合)にあつては五四〇磅である。此税率を以てする所得税ならば、單に納税義務を回避するために、労働を止めて所得の減少を擇ぶことはないであらう。

五〇〇磅乃至二〇〇〇磅の所得の場合には所得税の影響は確定俸給を得て労働する使用人に關する限りは多く判然としない。斯種の使用人は營業者の如くに報酬増減の直接の見込に對して努力の増減を測定し得ない。斯く斯くの租税を以てしては、どの程度まで努力することが償ふに足るかを論定すべき同一の理由を持たない。しかし、所得税が其者をして俸給増加のために努力することの念を鈍からしめることなきかの疑問があらう。所得税は二重の影響を持つ、一方には現在の俸給を蠶食することにより俸給の増加を尙ほ一層希望させると共に、他方には其増加の純貨幣價値を低めることになる。斯くして、一、〇〇〇磅の收入ある子女三名を有する妻帯者は一九二五—六年の税率にては八一磅三志四片を支拂ひ、差引九一八磅一六志八片残ることになり、更に一〇〇磅を増すことは其人にとつては八三磅六志八片の純利益となる。問題は、若し所得税がなく其人が純額一〇〇〇磅を得て居るとした場合の一〇〇磅に比して、此八三磅の増加は其者から觀て價値少なきものであらうか否かの問題となる。所得税が自己の現在の所得を減少せしめる作用は其者の最も明瞭に知る事柄であり、比較商量するに其人の労働及び作業心に何等かの有害なる影響のあり得るとは吾人の疑ふ所である。假りに確定俸給の使用人に對して何等か此種の一般的影響ありとしても其は重要ならざるものである。一部又は全部、歩合手数料制度によつて労働する者は確定俸給を得

る者よりも努力と其努力の報酬とを比較する場合が一層多いことは疑ない。しかし概して、經驗ある此中層程度の所得にある人が、凡ゆる機會を捉へて好況の年に能ふ限り多くの總収益を擧げやうとすることが現行程度の所得税によつて妨げられやうとは考へられない。自由職業者にあつては、自己の勞に値するや否やに就ての判斷によつて作業をなすもなさざるも自由である。従て或程度まで租税によつて妨げられることもあらう。しかし他方に極めて屢、特定の生活程度に達し或は維持せむと努めることがあり、其目的を達するためには所得税あるによつて一層の努力を要する場合には、一層の努力もなすであらう。五百磅乃至二千磅の間の所得の増加は、殊に重き束縛ある妻帶者にとつては、大なる價值を有して居る。自由職業者が自己の仕事についての野心等を別として純經濟的見地に於ても、所得税が其人の作業をなし或は其餘暇を犠牲とせしむる念を減する有力なる原因となるとは吾人の信じ得ない所である。二千磅を越ゆる所得の場合についても、多額の確定俸給を得て居る場合には所得税あることによつて其人の努力を抑制するよりはむしろ、一層高給の地位を望ませることが多い。自由職業に於て頭角を現はして居る人々は金錢的動機以外の他の原因によつて動かされて其能力の全部を傾倒して自己の仕事を行つて居ることは廣く誤らない所であり、従て所得税の影響も少ない。

所得の全部の階級に亘つて、使用人及び自由職業者の負擔する所得税は其等の人々の作業及び作業心に對して何等重大なる影響はないものと結論する。所得税は其等の人々の努力を妨げて其所得に即ち其生活程度及び貯蓄に重大なる影響を與ふる如きことはない。假令大戦直後の數年間には何等かの影響があつたとしても、國民は既に高率

の租税に習熟するに到り、又更に税率は著しく輕減されて來たのであるから、其影響も一部は消滅したものと認めらる。(p. 128-131)

(2) 所得税の重壓と生活標準。五百磅までの所得については、所得税が課税さるゝ點は、前掲獨身者、妻帶者の財産所得勤勞所得の各々の場合について示したる如く、基本税率の適用せらるゝ所が少ないのである。従て假令五百磅までの所得者によつて支拂はるゝ所得税の大部分が消費に費さるべき資金より生ずるとしても、其等の人々の生活標準に對する所得税の全部の影響の甚しきものありとは考へられない。

五百磅乃至二千磅の所得の場合について見るに、七百磅以上の所得に於ては財産所得たると勤勞所得たるとを問はず各百磅についての所得税額の増加は獨身者に對しても妻帶者に對しても全く同一である。所得額増加の限界效用は妻帶者に對してよりも獨身者に對しては明かに低いものと、即ち各百磅の増加について獨身者の納税力は妻帶生活者よりも遙かに大であると認められる。従て現行所得税(一九二五—一九二九年度)は五百磅乃至二千磅程度の所得に於ては獨身者に對してよりも妻帶者に重き負擔となる。

如何なる程度まで所得税が實際に生活標準に負擔を加へることになるかは、或程度まで消費減少の一般的傾向があつても、其影響は種々の異なる場合によつて限定される。(1) 其個人が毫も貯蓄の努力をなさず、自己の純所得の限度まで消費するを常とする場合即ち租税が低減されても其消費に變りなき場合、(2) 其個人が生命保険料支拂の債務があるが、假令租税が遙かに輕減されたとしても生命保険料以外には少しも貯蓄せざる場合 (3) 此種の支拂の負

擔なくして高度の貯蓄を行ひ、所得税が自己の貯蓄に喰込むことを出来る限り少なからしめるために自己の生計費を減少する場合 (4) 租税を控除しても尚ほ一定の純所得を生ずるに足る貯蓄をなすことを圖り、從て假りに租税の低きときよりも多くの金額を投資せむと企てる場合、等がある。之等すべての場合につき (4) のみに於て個人投資の増加を生ずるが) 直接の生活標準は影響を受ける。或場合殊に (1) の場合に、影響を受くる經費は明かに奢侈的性質のもののみであることもあらうが、全體については其影響は一層深刻であらう。中所得の妻帯者は自己家族の將來の準備のために節約に多くの努力を拂ふことを常とする。假令所得税収入の一部は公債利子の支拂として其階級に移轉されることを斟酌するとしても、五百磅乃至二千磅程度の所得者の全部について、所得税は生活標準低減の相當有力なる傾向を有せざるを得ないものと考へる。

二千磅を超える所得を有する人々によつて支拂はる所得税及び超過所得税の大部分は戦債利子の形態に於て一階級としての其等の人々に還流する。此國內移轉は其階級の總實質的所得を減少するものでないことは明である。其は納税者の所得を減すると全く同じく公債所有者の所得を増加する。故に實質所得に關して觀れば、租税が斯くの如く使用されるならば苛重なものでない。超過所得税納者階級の所有公債利子が他の階級によつて支拂はるゝ所得税によつて支拂される場合には、彼等の所得は實際に増加することになる。

所得税の重課は、少くとも超過所得税の課税を受くる所得のうち低き程度のものにあつては、消費に對して多少の影響あることは推測される。若し所得が特に不確定であり或は個人的責任の重き個人的事業にあつては相當大なる犠牲を生ずる。勤勞所得の六分の一控除査定 (最高控除額を二五〇磅とする) による宥恕輕課は全部勤勞所得なる者と全部財産所得なる者との納税力の相異を示すに全く充分でない。三千磅或は四千磅の所得ある子女を有する妻帯者の擔税力も尚ほ獨身者に比して遙かに少ない。最高位の所得に關しては納税者の個人生活標準に對する所得税の影響に關しては殆ど論ずるに及ばない。其貯蓄に對する影響が重要問題となる。若し産業的方面なしとすれば、理論上、租税は既に達したる所よりも高度に累進さるべき筈である。しかも産業的見地が最も重要であり、從て單に個人的生活の見地のみを考察するを要するとすれば、どの點まで累進を進めて適當なりやを示すには及ばないのである。

要之、小所得・中所得の範圍に於ては確定貨幣所得を有する者は或場合には損害を受ける。更に中所得の範圍に於て租税は比較的重く妻帯者の負擔となる。所得税を一の別個の要因として見れば、二階級として所得税納税者の生活標準に壓迫を加ふる多少の傾向あることは疑はないが、所得税のうち其等の人々の所有にある公債利子に充當さるゝ部分は單に彼等との間の移轉にすぎず、所得税の影響は其収入の多額なることにより豫想されるよりは少ないのである。公債利子のための課税は其自體單なる移轉であるが、實質的所得の缺乏を隠蔽して居る。生活標準及び貯蓄が基とする資源を増加することなくして、社會の名目的所得を膨脹させる。換言すれば社會は彼等の戦債投資によつては、若し不生産的公債が生ずることなく彼等の貯蓄が續いて生産的事業に流入したとすれば獲得し得るやうな、何等かの實質的收入を得て居るのではない。其自體の所得を生ずる此實質的富の缺乏が、消費力及び貯蓄力

を制限する補足的原因としての所得税と並存して居るのである。超過所得税の納税者によつて彼自身に支拂はるゝ公債利子となる所得の部分は消費力或は貯蓄力を表はすものでは決してない。(p. 131-36)

(3) 所得税の貯蓄に對する影響 五百磅までの所得の場合について見れば、租税の大部分は租税なくば消費に用ひらるべき資金より支拂はれて居るものと云へやう。此限度に於ては貯蓄を減少しない。しかし社會の比較的貧しき人々の間の貯蓄奨励の特に望まじきことと云ふ點よりすれば、其等の人々の貯蓄力を妨げるものは無きをよしとする。

五百磅乃至二千磅の程度の所得については、前掲の四種の場合の如く(4)の貯蓄を増加することはむしろ例外であり、一層多くは(1)、(2)の如く貯蓄に影響なく、大多數の場合には(3)の如く節約が行はるゝにも拘らず投資のための貯蓄が或程度まで減少されるであらう。節約の刺戟は特に既婚者の場合に強い。しかし若し投資をすれば再び其收入について租税を負担せねばならないことを知れば其人の貯蓄が抑制されるゝことなきかの疑問もあるが、其は其個人の見の如何による。中程度の所得者は通常は、年々の利子についてよりは、自己の蓄積し得る資本額のことを多く考へて居る。其主なる目的は將來の必要に備へて貯蓄すること、所得税は其人の計算には深く入らないであらう。五百磅乃至二千磅程度の中所得者は、殊に此程度にある妻帯者は、近き將來に富裕となることを目的とするよりは生活安定の目的を以て貯蓄し投資するを常とする。故に其投資による所得への將來の租税が其人々の貯蓄を何等か著しき程度に妨げることはないであらうと推定される。以上によつて、五百磅乃至二千磅程度の所得に對する

所得税の心理的影響は妨害とならない、明かに消費の減少を促進すると云ふ結果に達する。しかし投資のための貯蓄の努力増加は經濟的能力の減退によつて打消される所が多い。所得税の興ふる損害は其有形的影響、即ち貯蓄をなし得る所の所得が直接に減少することにある。此影響の力を測定するには、所得税より受ける公債利子について充分の斟酌を加へねばならない。しかし、究極の結果としては、殊に所得税率が其最高點にあつた大戦直後の數年には、貯蓄の極めて著しき損失があつたに相違ないと考へる。

二千磅を越ゆる所得者については、高度の累進課税が貯蓄を蠶食する所が大であつても、同時に此超過所得税納税者階級の人々によつて收得せられる極めて多額の公債利子あること擧げなければならぬ。此公債利子が他の階級によつて支拂はれる所得税より支辨せられる限りに於ては、超過所得税納税者階級の貯蓄力の増加を生ずる。其人々自身の支拂ふ租税より支辨さるゝとすれば、其租税自体は單なる移轉であつて、何等貯蓄力減少の責任を負ふものではない。但し貯蓄力の不足缺陷を表示するものであることは既に前項末に説明した所である。二千磅以下の所得の場合よりも、此場合には租税による現在所得の減少は努力を刺戟すること少なく、また所得が貯蓄されたる場合の將來の課税の豫測は一層貯蓄を妨げる影響を持つ。貯蓄の努力増加の反動的傾向も、例へば殊に二千磅乃至一萬磅の所得につき又大個人事業については、相當認めることも出来る。しかし普通所得税と超過所得税とが結合して個人所得の最高部分に適用さるゝ税率を以てしては貯蓄の純収益を著しく減少し、また富裕なる投資家は一般に獲得し得る純収益によつて左右されることが多いのである。其實際の影響は個人的心理に左右され、又どの程度

まで租税が無収益財産(藝術品、寶石等)或は奢侈的生活への投資を奨励することになるかを云ふことは困難であるが、恐らく此傾向は過重視される危険があらう。

要之、投資貯蓄に對する所得税の有害なる影響は、五百磅までの所得に關しては、左程大であるとは考へられない。五百磅乃至二千磅程度の所得については影響が全く著しいが、貯蓄の努力増加によつて抑制されて居ると思はれる。最高の二千磅を越ゆる所得の場合に其影響が一層重要となる。所得税と相並んで、又貯蓄力制限の一要因として之を區別することの困難なるは、公債投資の資金に就ては社會に何等の收入の存在せざることである。此要因はすべての階級に作用するが殊に超過所得税納税者の階級に就て殊に重要である。しかし、之と反對の傾向は例へば關稅物産税等に幾分現はれる。關稅・物産税の大部分は所得税の課税なき人々によつて納税される。從て其收入が國債所有者への利子支拂に充用されるれば、殆ど貯蓄の餘地なき極めて多數の小所得者より貯蓄能力の遙かに豊富なる個人又は團體への重要な移轉を生ずる。小所得の負擔する其等の租税の大部分は、租税なくば或種の消費貨物に費さるべき管の資金より支拂はれる。反之、公債所有者が其利子收入より消費貨物に費す所は其より遙かに小部分であり、公債償還の場合には恐らく其金額の殆ど全部は再び投資されるものと思はれる。(p. 136-140. p. 231)

七

(II) 所得税と株式會社

(I) 一般公衆よりの資本の供給。個人の企業心及び貯蓄に對する其影響を既に論じたが、投資家の觀察點よりする

貯蓄は株式會社より見れば資本の供給をなして居る。茲に特に、(a)貯蓄さるべき所得の個人の間の再分配に因り、(b)貯蓄の純收入の減少により、(c)會社より個人への貯蓄力の移轉により、或は(d)一般納税者より利子生活者への貯蓄力の移轉によつて投資の方向に有力なる影響ありやを考察せねばならない。

(a) 所得税は、其が公債利子の支拂に充用さるゝ限りは其反抗運動はあるが、比較的大所得を明かに低下させる。其限りに於ては中所得小所得に有利なる貯蓄力の再分配を行ふ。中所得の人々は、一階級として自己の貯蓄高を維持するために特別の努力をなすが、通常安全なる途を擇び、生命保險の形態に於ける貯蓄を一般貯蓄よりも採る觀がある。安全を擇ぶことは小所得者に於て一層著しくなる。所得税の水平的傾向は需要さるゝ株式の種類に相當有力なる影響を與へざるを得ない。其作用する限り、産業株に比して信託株に幾分の利益を與へ、産業株に於ては比較的投機性少なき株式證券に幾分有利となるに相違ない。

(b) 純収益減少の豫測は、自己の危険を分散し得る富裕なる投資家にしてまた多額の資金を投機的事業にも投ずることが出来る人に、恐らく主として影響するのである。彼は自己の資金について獲得し得る純収益に自然多大の注意を拂ふ。重税によつて自己の配當の減少することの豫測は自己の投資に對する總収益増加を希望を生ぜしめる。一方にまた、損失を受ける可能性あることを考慮すれば、租税の輕き場合に比して、高率の収益も誘引力に乏しくなる。相反抗する傾向が對立するが、其相對的勢力については諸説が異つて居る。最も危険なる形態の事業に關して、所得税及び超過所得税による現在の所得の減少は、投機の成功による所得の減少の豫測と合せて、大體に

於て明かに障蔽的影響を有するに相違ない。高率の所得税ある場合には、安全なる投資に比して投機的投資の誘引
力比較の問題は純心理的問題ではない。投機的株式が資本を誘引するためには、其事業の一般的及び特殊の危険に
對する充分の保険料を與へるに足るだけの最も確實なる證券の投資利率より多くの収益を提供せねばならない。所
得税・超過所得税が重課せらるれば、富裕なる投資家の収益に蠶食して、保険料の要素も損失可能の評價を保險數
學的に見ても充分に補償するに足らないことになる。斯る事情にあつては、収益率の増加せざる限り、投機業者の
富者階級よりの資本は結局誘引し得ないことになる。開拓者の危険を負ふ企業家の報酬を不當に減少せしめる租税
は其點に於て社會に有害なる原因となる。茲には株式會社への投資を論ずるとして、最も危険多き種類の事業は通常
一般公衆の應募したる資金により株式會社によつて行はれて個人事業として行はれないことも無視すべきでない。
高率の課税の豫測が富裕なる投資家に與ふる影響は斯くの如く頗る複雑である。比較考慮するに其影響は産業に不
利であるとは考へない。恐らく一般産業株に關しては僅かに有利であり、極端に投機的のものに就ては若干の有害
なる影響があらう。中・小投資家はむしろ影響を受けることの少ないものと思はれる。

(C) 會社より個人への貯蓄力の移轉 茲には、一種の事業より他の事業に資本を轉向せしめるについての影響を
考察する。産業の分配されざる利益が租税によつて蠶食されても、少くとも其租税が公債費として充用さるゝ限り
に於ては其徴收された資金の一部は再び産業に復歸するであらう。しかし、無名の事業が其の資金を強めるために
市場に求めざるを得ない場合には、既に其設立の古く關係範圍の廣い事業との競争に不利なる立場にある。公債所

有者は普通の投資家よりも慎重であり、無名の事業に投資するを喜ばない傾きがあるとすれば其結果は一層促進さ
れるであらう。更に根本的重要なる轉向として外國株式への轉向、植民地株式への資本流入の危険があると云ふ。
しかし急激なる償還をなさざる現行減債基金制度に於ては、重大なる資金の對外轉向も、又は株式會社に關する限
り比較的無名の事業より有名なる種類のものに甚しき轉向があるとは考へないのである。

(d) 利子生活者への貯蓄力の移轉 公債所有者、利子生活者は其本質上むしろ不熟練の企業心に乏しき性質があ
る云ふ一般に根本的觀念がある。レイトン氏(Layton)は結論として、租税制度は利子生活者階級に富を移すこと
より、生じたる貯蓄を企業的投資の形態よりもむしろ安全なる投資に轉向せしめるにつき幾分の影響を有する、と
云ふ。しかし、此報告書の多數意見は、現行租税制度(一九二五—二七年頃)による公債所有者への所得・資本の移轉が直接
税と間接税とが其作用をなすが——果して何等かの有力なる影響あるかを疑ふのである。其移轉が、多數の戦前の
利子生活者の貯蓄力減退を平均せしめること以上の作用ありとすれば吾人の意外とする所であると云ふ。要之、以
上の諸項目に基く投資の方向に對する所得税の影響は假令投機的事業について或る障蔽ありとしても、全く輕微な
る影響を有するにすぎざるものと認めるのである。(p. 141-44)

而して資本供給に對する所得税の影響に就ては、所得税は最近數年間に於て産業をして株式資本調達を實際に困
難ならしめたとは云ひ難いものとして次のホブソンの説明に同意する。若し商業取引の著しき確實なる恢復があ
れば、眞の意味に於て若干の資本の欠乏を現はすとも、現在に於ては既設生産設備の運轉のためか新生産設備の建

設のためか、資本の不足を唱ふことは多くの根據の支持する所であるとは認められない。若し假りに其新資本が現在利用し得られるよりも幾分低利で獲得し得たとしても、其低利の程度によつて世界市場に於ける商業取引の獲得に何等かの大なる相違をなすことになるとも信じないのである。」

八

(2) 株式會社積立金と所得税 國民貯蓄の極めて重要な部分は會社自體によつて行はれる。會社が其當時収益の或部分の分配を保留して其事業の基礎を鞏固にし擴張を計るために積立てることは、健實なる會社經營と認められて居る。能ふ限り積立金に保留することは英國の事業の一の特徴であるとマッケンナも云つて居る。會社が此方針を採る限り、會社自から其資本の必要に供給して居る。其貯蓄は株主のために行はれるのではあるが、株主を少しも侵さずして行はれ、其貯蓄は集合的非個人的である。第一に所得税は利潤の配當金と積立金との割當に何等かの影響を與ふるかを考察せねばならない。或論者は高率の所得税あることにより株主を満足せしめるために會社は一層多くを配當することになると云ふ。しかし個々の株主は其所得に從て差別税率によつて課税され、其を補ふために特に株主が配當の増率を要求するとは例外のことであると信ずる。會社は其収益に對して所得税を支拂ふが、配當金の支拂の場合に基本税率による所得税を取戻すことになるのであるから、株主への配當が減少するのであつて、會社自體は其社内積立金の課税によつてのみ影響を受ける。若し其社内保留の利益金の減少が何等か其方針に影響ありとすれば、一層多くの總金額を保留することを促進することになり、之が廣く行はれて居ると信ずる。會社の

經營宜しきを得て居る場合には、高率の所得税によつて、積立金問題に關する健實なる政策を離れることはなく、配當を犠牲としても積立金を維持して居ると云ふ見解に同意する。

然らば、實際に配當金より保留されたる利益に所得税が課せられたる場合に其影響如何が主要問題となる。社内積立金に基本税率を以て課税することの可否の問題は、公正、社會に對する産業的利害、國庫の必要、他の代策の實行性等の見地より考察すべきである。公正の問題は二形態に現はれるが、一は個々の株主間の比較であり、他は異なる事業間の比較である。第一の點に關しては、會社積立金は大小種々の所得を有する株主の非自發的貯蓄をなすものであることに注意すべきである。從て自由意志によつて貯蓄すれば或者は所得税の基本税率を以て課税され、他の者は半減されたる税率を適用され、また免税される者もある筈である。會社が株主のためになす貯蓄については右の三者共に同一の基本税率に於て負擔する。しかし、其株式配當分に對する超過所得税を免れて居る者も其利益を感じず、また所得税を免税さるべき人も其苦痛を感じないのである。諸事業間の公正の問題に就ては、大會社と大個人事業との比較があるが、此兩者は共に有用なる貯蓄の源泉を供するものであるから、此は社會にとつていづれが利益かと云ふこと、密接なる關係を持つ。個人に残されたる貯蓄にあつては其資金が目的點に到達するまでには若干の時日の遷延及び經濟的摩擦を生ずるの傾きがある。加ふるに其資金が經濟的産業の見地より觀て最も望ましき方面に向ふことは不確實である。不健實なる投機に浪費され、或は一流株又は外國・植民地證券に多く集中され過ぎることもあらう。反之、會社が其収益の一部を保留して貯蓄を行ふ場合には此作用は圓滑單純である。進歩的

事業の場合には、資本の流動は其必要とさるゝ點に合する。概して云へば、所得税が會社の積立金に課せらるゝ場合には、社會に特に有益なる形態の資本を侵蝕することになると云ふのは正しい。

要之、所得税は株式會社の貯蓄の多くの部分を吸収する。所得税は會社をして一層多くの總金額を配當より保留せしめることに多大の影響がある。しかし此直接有害なる影響を矯正する他の要素がある。租税の一部は、少くとも一般公衆に對する公債利子の支拂に當てられる限り、再び産業に復歸するであらうと云ふことは假令其程度の著しからずとも部分的補償となる。更に一層重要なものは株式會社が自から公債所有者であることである。若し株式會社の全收益財産と、其に對する課税及び其稅收入の公債利子支拂費支辨の影響を考察すれば、積立金の形成される所の財産は所得税によつて一見察せらるゝ程に多く減少さるゝものではない。若し租税の眞の影響を過大視せざるがためには、斯くの如く包括的觀察をせねばならない。しかし更に個人の場合と同じく株式會社の資産は所得税によつて直接に影響を受くるのみならず、公債投資の不生産的性質によつて影響を受ける。(1) 所得税、(2) 不生産的公債投資の二要因は相結合して會社の貯蓄の蓄積に多大の障碍となり發達を妨害する。此問題の重要性は産業が資本に不足せりや否やの問題による所が多い。現在當面の必要に對し何等か一般的或は著明なる資本の缺乏ありと云ふ明確な證左はないと思はれる。従て、假令所得税の基本稅率が現在よりも多くとも、會社の貯蓄一般に對して何等かの重大なる損害が加へられて居るとは證明され得ないのである。特に輸出産業にあつては、所得税の比較的低き他國の輸出商との競争に於て特に不利であると云はれる。所得税低ければ、其による純收益の大部分を積立金に割當

て、此事は會社の經濟的地位を鞏固にし、不況時に堪え得ることに貢獻するではあらうが、事業の擴張には殆ど無益であらう。一般に輸出産業貿易は資本財生産設備等其他の不足に苦しむのではなく、諸外國の購買力・需要の減退と、英國に於て生産費の比較的高きことによつて苦しむて居るのである。所得税は生産費に入るものでない。シスター氏(Sir Felix Schuster)の云々「現在に於ては、外國市場に於ける競争の問題に就ては遙かに重大なる他の諸問題が加はつて居り、所得税は比較的輕微なる問題たるにすぎない」との說に同意する。(p. 145-150)

(3) 所得税と株式會社企業の經營及び設立 株式會社企業は一度設立せらるれば小數の經營首腦部によつて左右される。其事業の利益は其主たる目的が配當金であると積立金であるとを問はず、會社取締役の目的は能ふ限り多くの収益を擧げることである。彼等は勿論利益の見込と危険とを比較判断を立てるが、所得税は積立金に多額を振向けやうとする念を増加させると云ふことを除いては通常彼等の計慮に入つて來ない。彼等は株主の負擔する配當金に對する所得税には關係がないし、社内保留の利益に就ては如何に多額でも同一の基本稅率を以て所得税を負擔するので、超過所得税は問題とならない。會社經營者は其營業成績に利害關係を有するが、會社全體の利益が經營支配者を左右する事項であつて、彼等自身の利害は派生的であり、彼等の個人所得税義務は一般經營方針・全營業成績の考慮について極めて微々たる影響を有するにすぎないものと考へる。吾人は僅に一部のみ心理的である間接の影響に重きを置く。事業擴張の有形的基礎即ち積立準備金が租税によつて害せらるゝ限り會社の事業經營に何等かの反作用あるに相違ない。會社が比較的基礎鞏固なれば危険を冒すことも容易であり、また正當とされる。

次の問題は所得税は如何にして新會社の設立に、從て其結果として職業の供給に影響するかである。會社設立者の見地、一般投資家の見地の孰れをとるにもせよ、主たる問題は、如何なる方面に資本を用ひても、其所得は課税を受けることである。會社の發起人、引受人の事業は、投資を求むる資本の高、投資家の態度によつて影響を受ける。此問題に就ては所得税は輕微なる幾分の影響あるものとするが、しかし租税と他の一層廣汎重要な原因とを分かつことが困難である。(p. 150-1)

(4) 會社の外國移轉其他 英國に存在する會社は其營業を如何なる所で行つても其收益の全部に英國所得税が課せられる。高率の所得税は或會社が其主たる事務所及び經營支配權を其國より移轉せしめる原因或は動機となることは人の知る所である。しかし内國稅務局 Board of Inland Revenue の調査によれば、概して英國所得税は其助成的原因たり得るにすぎないと思はれる。會社の外國移轉を生ぜしめる原因となる力は、會社の株式が英國に在る人が所有する場合には通常弱くなる、蓋し其會社の統率が何處で行はるゝも其等の人々は其配當金に等しく課税されるからである。斯る場合には積立金への影響が其英國の租税によつて生ずる主たる不安となるが、此不安は會社の營業が行はれる外國の所得税の課税義務によつて高められる。英國と外國の租税とを合したる負擔は時に極めて重いものがある。從て此問題は大部分國際的重複課税に根ざして居るものと考へる。重複課税は國際貿易の圓滑なる進行に極めて重大なる障害をなして居り、若し合理的なる宥恕緩和の制度があれば、現行程度の英國所得税は特に有害なるものと思はれないのである。(p. 152. p. 154)

九

(iii) 所得税と個人企業(及び合名會社)

個人・合名會社事業にあつては貯蓄と企業心とが極めて密接に結合して居るから、此兩者を併せ考察して、先づ(1) 所得税の有形的影響と次に(2) 心理的影響を考察するであらう。

(1) 貯蓄及び企業に對する所得税の有形的影響 獨立營業者にあらざる一般大衆の貯蓄及び株式會社による貯蓄に對する所得税の影響については既に説明した。

マッケンナは、重税の危險なることは資本を最も有効に使用し得る人より多くを奪ふことにある、事業成功の原則是積立金を備へることであるが、重税は此積立金の増加を阻む、と云ふ。企業的性質に富むも廣く世人の助を得る能はざる個人事業に關しては、此主張は特に注意に値する。公債元利金として一般公衆に分配さるゝ所得税収入は多く産業の用に供せられるが、むしろ大株式會社に流入する傾きがある。其資金を無名の個人事業に呼び戻すことは容易でない。個人事業は其結果として銀行家に頼らざるを得ないことになる。しかし此點につき、大個人企業を有する納税者は其事業以外に資産を有し、其人をして一般投資家及び銀行家に頼ることを少なからしめることに留意せねばならぬ。Board of Inland Revenue の調査は個人事業の所有者、合名會社の社員は通常其財産の多くの部分を自己の事業以外に投資して居ることを示して居る。從て其事業に一層多くの資本を投ずることによつて事業の基礎を鞏固ならしめることは彼等のなし得る所であつて、通常、銀行に頼らねばならないと云ふことはない。

マッケンナは、重税の現に廣く事實に現はれて居る危険と云ふよりは、むしろ潜在的なる危険を指示して居るものと思ふ。現行所得税及び超過所得税が一層に高度となるのでなければ代表的なる進歩的大個人事業・合名會社事業が其資産の缺乏によつて實際に苦境に陥ることはないであらう。(p. 156-8)

(2) 貯蓄及び企業心に對する所得税の心理的影響。能力或は機會の缺乏のために、或營業者が總収益を増加して租税の負擔を消す餘地なきことがある。同額の總収益あるときは、貯蓄の減少或は消費の節約のいづれか其一を選ぶほかはないが、其選擇は種々なる性質及び事情の要因一切によつて左右される。相當程度の能力・企業心を有する營業者は通常の場合に高率の所得税によつて努力増加の必要に迫られる。二千磅以下及び二千磅以上の若干の所得の範圍については、現行所得税は明確に營業者の努力による生産高の増加あるものと考へるが、主として此問題は、大所得について重要性がある。

所得の増加部分に與へらるゝ純個人的效用は所得の増加するに従て減退し、同時に租税として徴收さるゝ割合は超過所得税率によつて決定さるゝ累進率で増加する。若し事業家が自己と其事業とを同一視せず、事柄を純個人的立場より見れば、——假令課税を別としても——自己の収益増加の努力をなすこと益々少なくなる傾きであらう。此の傾向は所得税率累進によつて促進されるであらう。しかし事實に於ては、動機の多種多様なるために富裕なる事業家は努力をなすこと及び危険を負擔することを純個人的見地のみより考察するものではない。自己の事業の増大と共に怠慢となる傾きありと一概に断定し得ない。同様に、或人の所得の超過部分に例へば一磅につき十志

(所得税四志超過所得税)の所得税は、其表面金額の示す程度に多大の有害なる影響あるものと断定することは必ずしも安全とは云へない。

所得税が大事業を抑壓する重大なる影響あることは多數の事業家代表の意見の一致する所である。殊に危険に對する報酬の減少に多く重きを置かれて居る。しかしまた經濟學者の大多數の採る見解は、現行程度の所得税は作業・企業心に多大の影響を有するものに非ずと云ふにある。例へばレイトン(Layton)は「大體に於て所得に對する租税は次の理由によつて經濟的行爲に影響するものでない、……即ち、價格と生産高は収益を生ぜざる限界點にある生産費によつて決定されること、所得税は餘剰に課せらるゝ租税であること、生産は競争生産の場合に収益の停止する點まで繼續さるゝことである」と云ふ經濟理論を引用して居る。人は必ずしも經濟理論に従つて其通りに行動するものではなく又自由競争も完全に行はれるものでないから、此論は若干の重要點につき制限されねばならないが、レイトンの結論として「収益に對する直接税の重課は或事業の純利潤を通常一定の標準以下に減少せしめることによつて事業を抑壓する若干の輕微な影響はあらう」と云ふ。

貯蓄に關する問題は企業心に關する問題よりも意見の相違が少ない。富裕なる事業家の貯蓄は多く自動的のものであつて、心理的作用の影響を受けないのである。重税あるにも拘らず、尙ほ多額の資本が用途を求めて居り、其結果として事業に對する多くの刺戟がある。キヤナン教授の要求により Board of Inland Revenue の調査作成したる表によれば、戦後の増税は大所得に於ける勤勞所得の割合にも、所得の一部が勤勞所得なる者の數の割合にも、

重大なる影響ありとは少しも示して居らない。又戦後の租税の重壓は、引退し得る年齢に達したる富者をして尙ほ續いて事業に従事することを妨げることになると云ふ見解を支持するものがないと考へる。其等の統計資料に照して、富裕なる事業家の企業心が、全體として、甚しく多く害せられると云ふ見解を主張することは困難である。

マッケンナの云ふ如く、收得する純利潤が外國貿易の困難と危険を償ふに不充分なるために、輸出商に對しては頗る有害なる影響を與へることも考へられる。また、極めて大なる危険を負擔することが重大なる影響を受けることもあり得るが、極めて投機的なる種類の事業は、例へば金鑛山業の如き、通常株式會社によつて經營され、個人事業として企てられないことに留意すべきである。要之、富豪個人の通常に負擔する危険を誇大視すべきでない。また、投機的事業の開始について富豪個人の行ふ仕事については相當に留意すべきであるが、重税によつて損害の加へらるべき範圍は全く限られて居るものと思はれる。最後に、所得税の重課による個人事業の外國逃避を論ずべきであるが、概して前述の株式會社の場合に於けると同一の事情が適用されるものと考へる。(P. 158-164)

十

以上に述べたる累進的所得税の經濟的・社會的作用に關する説明は、ユルウィン委員會報告書の多數意見の要旨である。(Report of the Committee on National Debt and Taxation (1927) p. 121-164) 更に續いて其結論の要旨概要を記して居るが、重複を避けるために茲には省略する。

而して、右の所得税のほか累進的遺産税があるが、本稿に於ては既に長文となつたため所得税の作用のみを論

ずるに止める。三ケ年に亘る調査の後にユルウィン委員會多數意見の結論は「國債の背後に存する戦費に基く有形的國富の損失と併せても、現行租税は産業困難の主要原因の一にあらず」と解釋するにある。

しかし同委員會少數意見は多數意見よりも鋭く、累進課税の社會的經濟的作用の無害なることを主張する。(同報告書三八九頁) しかし、茲に多數意見のみを述べたることは、幾分微温的・保守的見解を採る者すらも、累進課税の作用を富者に還流する内國債費と併せて考察して有害と解釋せざることは、今後の本邦財政事情の考察について有用なる参考資料になると考へるからである。累進課税が社會的・經濟的作用に於て有害ならざること明となれば漠然たる不安も積極的反対も根據のないことになる。むしろ恐慌期に財政政策によつて物價の引上を期待するならば、其統制インフレーションを實現すべき制動手段は租税政策のほかなく、累進課税による増税、租税制度構成の一般性質を變更するものでなければならぬ。租税は所得分配の不平等を緩和すべきものでこそあれ、一層不平等を激成すべきものでない」と云ふユルウィン委員會少數意見は殊に現在の財政事情について重要な意義がある。しかも、制動手段としての租税政策は初期インフレーションの過程に於て速に行はれなければ、其効果を減ずるのみならず、其國民は一切の制動手段を失つて、超インフレーションの状態にまでも突き進む必然性がある。